



西山教行・大山万容編著

## 複言語教育の探究と実践

くろしお出版、2023年発行、192p.

ISBN : 978-4-874-24942-0

小西 達也

## 1. はじめに

本稿は、約10年間<sup>1</sup>ベトナムに在住している日本人の筆者が、欧州評議会によってCEFR (Common European Framework of Reference for Languages: ヨーロッパ言語共通参照枠) が発表されて以来、日本で盛んに議論されるようになってきた「複言語教育」を探求すべきだと主張する『複言語教育の探求と実践』(西山・大山, 2023) の書評である。ここで改めて「ベトナム」「欧州」「日本」の3つの国・地域に言及したのは、それぞれ「複言語教育」に関する議論の進捗や状況が異なるからである。「欧州」は言うまでもなく、欧州評議会によってCEFRを発表してきたわけであるから、「複言語教育」の議論はCEFR発表以前から最先端を走っている。しかし、日本では欧州評議会に加盟している国ではなく、CEFRの発表後、それに追随するかのよう議論が盛んになってきた。他方、「ベトナム」は社会主義国家であるという揺るぎない事実があるため、「自由」「民主主義」といった欧州評議会の基本的価値観はそもそも共有されていない。しかし、国家基準の指標としてCEFRが用いられていたり(拝田, 2012)、高等教育機関においてCEFRをもとにしたCan-do項目を作成した機関も存在したりする。だが、現場の教員まで浸透しているかということ、現場感覚ではあるがそのように感じることは希薄である。「複言語教育」について議論されることはましてやない。

まえがきで、編者の1人である大山氏が「国際社会の中で生きる日本が、欧州評議会が掲げるのと同じ価値観を持ち、それを守る立場にあると表明すべき場面はますます増えている」(同書 iii) と述べていることからわかる通り、日本が欧州評議会の“後追い”をするような状況である。さらにベトナムは欧州評議会の基本的価値観を共有していないにも関わらず“後追い”をしようという様子もうかがえる一方で、全く現場や実践レベルには下りてきていない。つまり、筆者は欧州評議会が掲げた価値観を共有しようとする日本人でありながらも、その価値観を共有しづらい環境下にあるベトナムという国で日本語教育に従事しているのである。まずは、このような状況下で「複言語教育」を題材とする本書を筆者が書評することには非常に複雑性があるように感じることを示しておきたい。そし

て、本書は筆者のように複雑性のある人であっても、いやむしろ、複雑性のある人こそ読むと様々な文脈の「複言語教育」を共感したり、批判したりできるようになっている。

## 2. 本書の構成と概要

### 2.1 全体の構成と概要

本書は、タイトルにある通り「複言語教育」に関して、理念を探求することと実践を表すことの両側面から論じられた論考が10名の著者によって9本取められている。第1部（第1章～第5章）と第2部（第6章～第9章）の2部で構成されている。第1部には「複言語教育」の考え方や「複言語教育」について議論が積み重ねられる中で浮上してきた重要概念について検討されている論考が集められている。第2部は日本における「複言語教育」の実践に関する論考が集められている。

本書では「複言語教育」が共通テーマである一方で、様々な文脈の中で「複言語教育」について論じられている。学校教育（第1章、第2章、第6章、第7章）、日本語教育（第3章）、イタリア（第5章）、大学（第8章、第9章）と国や地域が異なれば、教育の対象者も異なっている。第4章でも論じられているように、「複言語・異文化間教育の重要な目的の1つとして、学習者に言語・文化の多様性に気づかせることであり、「多様性」は重要な概念である」が、本書を読み進め、全体を読み終えたときには「多様性」を意識させられることとなるはずである。

### 2.2 第1部の概要

第1部（第1章から第5章）では、「複言語教育」に関わる重要概念について、各章で異なる概念が論じられている。

第1章は「媒介」について、CEFR（2001）及びCEFR-CV（2021）における「媒介」に対する捉え方とCEFRの著者の一人であるCosteの捉え方の違いを取り上げている。CEFRでは「媒介」を外国語教育の文脈として捉えているが、Costeは「媒介」を学校教育へと拡張し、媒介の意義を学校教育自体に認めるよう主張していると、著者の西山氏は指摘している。本書でも検討されている通り、CEFRの日本語訳ではmediationを「仲介」と訳しており、それ以降の文献でも「仲介」と訳されることが多かったが、CEFR-CVがmediationを言語コミュニケーションの次元だけではなく、認知活動としても捉えていることとmediationに関わる議論の経緯から、より正確な「媒介」を著者は用いている。

第2章は「言語以外の教科における言語」と「学術言語（アカデミック・ランゲージ）」について論じられている。学校教育の中の言語の多層性に着目し、「言語教科」だけではなく、「言語以外の教科における言語」の重要性を論じた上で、「学術言語（アカデミック・ランゲージ）」の機能および特徴について明らかにしている。すべての学習者に対して知へのアクセスを確保することと、すべての学習者が公平で質の高い教育を受ける権利を有していることからこれらの議論が進められていく。

第3章は「学習者の持つ言語レパートリー」について、CEFRの提唱する複言語主義の意義を提示しながら、日本語教育において日本語の習得だけを目標とすべきではなく、包

括的なことばの教育を行うべきであるとし、複言語教育の根幹となる価値を明確に示している。著者の奥村氏は13年間、日本語教師としてドイツで暮らしており、その体験から複言語教育の考え方へと発展させている。母語・方言・集団語・外国語など、私たちが生まれてから様々なことばや文化に接して、自分独自のことばや文化を持っていることに注目し、特にこの自分独自のことばを奥村氏は「わたし語」と呼び、CEFRの「複言語能力」についてわかりやすく説明を補っている。一人一人のことばを育てること、一人一人に向けた教育を考えることが複言語教育の基本だとしている。

第4章は「多様性」と「創造性」について、複言語・異文化間教育には、多様性を理解するだけでなく、「多様性」を「創造性」に結びつける仕組みが備わっていると論じている。そして、複言語・異文化間教育の目的を、多様性の尊重、寛容だけに限定せず、問題解決能力、創造性といった能力の養成の必要性を訴えかけている。論じる際には、筆者の大木氏が複言語、複文化能力とはどのような能力なのかについて正面から取り組んでいるとする「言語と文化の多元的アプローチのための参照枠」(CARAP)と、ダイバシティ・マネジメントの研究を応用している。

第5章は言語学者トゥッリオ・デ・マウロによって創出された「民主的言語教育」について論考されている。CEFRが複言語主義・複言語教育を提唱する以前において、1970年代イタリアでは民主的言語教育を包括する plurilinguismo という概念がすでにマウロによって提唱されていた。しかし、マウロの plurilinguismo はイタリアに置いて定着していないように見える。筆者の西島氏はその理由を、1) イタリアの教育関係者は plurilinguismo の存在をあまり認知していないこと、2) plurilinguismo と欧州評議会の複言語主義の類似性、3) イタリアでは外国語教育や外国人生徒への教育が喫緊の課題で、それを議論する際には欧州評議会の複言語主義が参照されること、の3点と分析している。

### 2.3 第2部の概要

第2部(第6章から第9章)では、「複言語教育」の実践を具体的な文脈を明らかにしたうえで、議論の俎上に乗せている。

第6章は、複言語教育法の価値として PASTEL アプローチを活かすことを提案しつつ、日本の小学校の文脈とした実践を事例として紹介している。PASTEL アプローチとは、複言語主義のアプローチと STEAM (科学、技術、工学、芸術、数学) アプローチを指しており、本章では日本の小学生に対して実施された、チョコレートの科学を含む教育シナリオが紹介されている。見事に領域横断的で複合的な学習シナリオが示されている。

第7章は日本の国語教育と外国語教育との接続について検討することから、現在の国語科教育が日本語非母語話者である児童生徒を受け入れる際に、「言語の教育」の要素不足を指摘し、「言語技術教育」を意識することの必要性を指摘している。「言語技術教育」は自己を表現するために、「うまく話す／聞く／読む／書く」ための「言語教育」のことである。これは、言語知識や言語スキルの習得、国民教育のアイデンティティ形成の流れで読解中心主義となった国語教育からの脱却を目指す1つの方法として提言されている。

第8章は日本の大学で実施された CARAP を方向性の軸とした実践について、論じられている。この実践では、母語や第一言語の再発見と相対化を通して、「言語の等価性に関

する認識」が生まれてくるとしている。「統合的教授法」に最も影響を受けている本章の実践では「学習者が、自身の言語レパートリーにすでに持つ様々な言語を関連づけつつ、目標言語を学んでいけるようになる」（本書 p.143）ための方策を立てることが実践者の方針にあった。しかし、このような方針は実践者である著者の山本氏にまずは理念があったわけではなく、この実践を設置した背景には現実的な事情があったことまで記されている。

第9章は日本の大学の文脈における第二外国語教育で統合的教授法を実施する意義について論じたうえで、実際に日本の大学でフランス語教育において統合的教授法で実施されている実践について紹介している。実践は、フランス語教育に別の言語である英語を用いて、フランス語と英語を比較しながら文法を学んでいく方法を示している。第二外国語教育の目的が対象言語の学習だけではなく、多言語・異文化間の出会いに備える能力を身につけることに、社会の変化とともに変化してきていることから、個々の学習者がさらに別の言語でも継続していく力を身につけさせようとする実践であることがうかがえる。

### 3. 本書の意義と課題

#### 3.1 日本語教育の視点による意義

本書のテーマが「複言語教育」であることからすると、本書の最大の魅力・意義は、「複数性」を肌で実感をし、そこから読者の置かれた文脈と行き来しながら読み進めることができることではないか。第5章では、イタリアにおける複言語主義の展開について検討されているが、ここからも各国・地域の複言語教育の発展には各々の事情があり、教育理念、教育方法、あらゆるものがその文脈の上で構築されていくことが実感できる。日本語教育の視点に立つと、この「日本語教育」の範囲もどこまでを指すか定義づけることが難しいなか、本書の様々な文脈と読者の今いる文脈とを往来することにより、自分自身の日本語教育理念や信念が揺れ動かされ、また1つ深まっていくのではないか。筆者の場合、ベトナムの日本語教育では複言語教育を採り入れることができるのか、そもそも考える必要があるのか、日本人である自分は複言語教育を日本語教育の中に採り入れたいと思っているのか、欧州が良いとしているものをただ受け入れようとしているだけではないか、そのようなことを考えながら読めるのである。そして、読んで考えた先には、また自分自身の文脈で新たな自分自身の「日本語教育」が広がり、様々な人と共有していけるのである。

#### 3.2 本書の課題

一方、本書について1点気になる点がある。それは扱われている文脈が欧州あるいは日本と限定されていることである。本書ではいくつかの章で日本の学校教育の外国語が英語だけであることに触れられており、それらは否定的に論じられているが、本書の各章の文脈が欧州あるいは日本と限定されていることに対して、筆者は違和感を覚える。確かにベトナムに在住しているからといって、ベトナムの文脈で執筆されている内容ばかりが必要かと言えばそうではない。しかし、「複数性」あるいは「多様性」を重要視する「複言語教育」であるからこそ、本書以上の多様な文脈を読者に届けることはできないだろうか。今後、アジア、中東、アフリカ地域、その他多様な文脈の研究や報告が期待される。

#### 4. おわりに

複言語主義が「複数性」を認めることを重視しているのと同様に、複言語主義・複言語教育に関して、多種多様な環境下で、複数の見解があることもまた認める必要がある。そこで、筆者は次のように考えたい。複言語主義・複言語教育というものは全世界唯一の規範やルールとし、どのような国や地域、文脈においてもそれを押しつけがましく良いものとして採用させようとするのではなく、よく理解していないうちにそれを採用しようとするのもまた違うということである。そのように考えると、複言語主義・複言語教育に対する、各国・地域、各文脈の主体的で自律的な態度や見解は「家庭内ルール」たるものであるということを理解しておかなければならないのではないか。「家庭内ルール」は家庭の数だけあり、そのルールに対して外部からとやかく言われる筋合いはない。一方、外部に何らかの制約を与えるものでもないし、外部の影響を受け、自分たちの家庭の状況を十分に鑑み、変化していくこともある。そうすると、やんわりと複言語主義・複言語教育の必要性を感じながら、無理のない程度にグローバルにもローカルにも変化が生まれるのではないか。本書がテーマとする「複言語教育」と筆者の複雑性を通じて、そのようなことを考えさせられ、また新たな文脈へと挑戦したいと強く背中を押してくれたように感ずる。

#### 注

- 1 筆者は2014年から2024年3月現在において、ベトナムのハイフォン市及びハノイ市の高等教育機関で日本語教育に従事している。

#### 参考文献

- 拜田清 (2012) 「ベトナムの言語教育政策—CEFR の受容と英語教育、そして少数民族語—」平成21-23年度科学研究費補助金研究基盤研究 (B) 研究プロジェクト報告書『EUおよび日本の高等教育における外国語教育政策と言語能力評価システムの総合的研究』、東京外国語大学、pp.13-21
- Council of Europe (2001) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment*. Cambridge: Council Europe, <https://rm.coe.int/1680459f97> (2024.3.11)
- Council of Europe (2021) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment Companion volume*. Strasbourg: Council Europe, <https://rm.coe.int/common-european-framework-of-reference-for-languages-learning-teaching/16809ea0d4> (2024.3.11)

(こにし たつや 早稲田大学大学院日本語教育研究科・博士後期課程)